

令和8年1月29日

## 「青森市豪雪災害対策本部」 本部長指示

今冬は、昨年12月の降雪量が101センチメートルとなり、令和6年12月の降雪量269センチメートルと比較し、約60パーセント減となったものの、本年1月21日から25日頃にかけて、強い冬型の気圧配置が続き、その後も、断続的な降雪に見舞われることが予測されたことから、1月22日には、市全域を「雪害対応体制」に移行し、屋根の雪下ろし費用助成制度の拡充や市民雪寄せ場の排雪の実施など、市民生活の安定確保の強化を図るとともに、青森地区を「集中降雪等警戒体制」に移行し、市道幹線・補助幹線道路及び生活道路の除排雪作業を継続して進めてきたところであります。

しかしながら、その後も冬型の気圧配置によって断続的な降雪が続き、青森地区については、本日8時の積雪深は154センチメートルを記録し、浪岡地区については136センチメートルを記録しているところであります。

のことから、現在の状況を踏まえ、雪害から市民の生命や財産、日々の暮らしを守っていくため、また市として積極的に雪害防止対策を行っていくため、これまでの雪害対応体制機能をさらに強化することを目的に、「豪雪災害対策本部」を設置することとし、以下の対策について指示します。

- 市民生活の安定確保を強化するため、市職員による高齢者世帯等除雪支援隊設置や関係機関との連絡調整を図ること。
- 市民の生命・身体を保護するため、県に災害救助法の適用を要請するとともに、資力・労力がなく、自ら屋根雪下しを行うことができない世帯を対象に、緊急屋根雪下ろしの実施に向けた準備を進めること。
- 歩行者の安全確保のため、歩道等人力除雪隊を設置し、通学路等の歩道等を確保すること。
- 安全が確保できる一部路線においては、引き続き、日中の除排雪も併せて行うこと。
- 市所管施設の落雪事故防止を徹底すること。

- 職員総パトロール制を活用し、自宅近隣や通勤途中に発見した危険個所の情報を収集し危険回避策を講ずること。
- 大雪による緊急車両の通行確保や立ち往生車両の防止のため、不要不急の外出を控え、全庁において時差出勤を可能な限り実施するとともに、テレワークを積極的に実施すること。
- 除排雪作業中の事故防止のため、全除排雪業者に作業中の安全管理の一層の注意喚起を行うこと。

市民の皆さんにおかれましては、除排雪作業を上回る降雪が続いている、著しく御不便をおかけしておりますが、除雪中だけが等に十分注意していただくとともに、除排雪作業中の車両等には絶対に近寄らないよう、御協力をお願いいたします。

また、除排雪作業に従事している事業者の皆さんにおいても、連夜の除排雪作業により大変な御尽力をいただいている、感謝申し上げます。

今般の豪雪災害対策本部の設置により、市民の暮らしを守るために、各部局が一層連携し、道路交通の確保及び住宅地における除排雪に総力で臨んでまいりますので、何卒御理解くださるようお願いいたします。